

八戸市多文化共生推進プラン（案）

Hachinohe City Multicultural Coexistence Promotion Plan

目次

Contents

序章	八戸市多文化共生推進プランの概要	・・・	3
第1章	プランの目的と位置付け	・・・	7
第2章	現状と課題	・・・	11
第3章	目指す姿と取組方針	・・・	15
第4章	具体的な取組	・・・	23
第5章	推進体制	・・・	29
	参考資料	・・・	33

多文化共生社会とは？

「多文化共生社会」とは、同じ地域に住む日本人と外国人が文化や習慣の違いを理解し、互いに尊重・協力しあい、誰もが安全・安心で豊かに暮らせる社会のことです。



序章

八戸市多文化共生推進プランの概要

Prologue: Outline of the Plan

プラン策定の趣旨

全国的に人口減少と首都圏への一極集中が進み、八戸市でも同じ傾向が続いている中、外国人住民は県内最多で年々増加しています。

深刻な人手不足の解消に向け、外国人材の受け入れが進んでいる一方、円安などにより日本で働くメリットは低下し、人材確保の競争が激しくなることが見込まれています。

市はこれまで、国籍を問わず互いの習慣や文化を尊重する多文化共生を進めてきましたが、これからの持続可能なまちづくりには、日本人と外国人が協働して新しい価値を創出し、分かち合うことが不可欠です。

本プランは、そうした多文化共生のまちづくりの基本方針を定め、施策を総合的・戦略的に推進するため策定するものです。

八戸市が目指す 多文化共生社会

八戸市が目指す多文化共生社会は、国籍を問わず誰もが友人のように心を寄せ合い、地域で共に暮らす「共感」「共生」の考え方を大切にします。

そして、一人ひとりがまちをつくる主役となって活躍し、そこから新しい価値を生み出し分かち合う「協働」「共創」という考え方を加えた、「攻めの多文化共生」という視点でつくる「カラフル」なまちを目指します。

ー キャッチフレーズと4つの視点 ー

みんなが友人のように心を寄せ合い
一人ひとりが輝く「カラフル」なまちをつくろう

共感

communication

互いの文化や
相手の立場を理解し合う

協働

collaboration

一人ひとりが
主役となって活躍する

共生

coexistence

対等な関係を構築し
地域で共に暮らす

共創

co-creation

みんなで新しい価値を
生み出し共有する

取組の方向性

多文化共生社会の実現を目指して、様々な取組を推進していきます。

共感

communication

- すべての市民に異文化に触れる機会を提供することで、国際感覚の醸成や、多様な文化への関心が高まる取組を展開します。
- 外国人住民が日本文化や八戸固有の文化を体験し、八戸への愛着心が育まれる機会を提供します。
- 住民同士が国籍に関わらず日常的にフラットな関係性で交流し、相互理解が深まる場を創出します。

共生

coexistence

- 日本語教室の充実や、やさしい日本語の学習機会の提供など、日本人住民と外国人住民との円滑なコミュニケーションに寄与する取組を行います。
- 多様な文化を尊重し、誰もが安心して生活できる環境を整えるための共通ルールづくりと分かりやすい情報提供を進めます。
- 外国人が八戸で安心して暮らせるよう、関係機関や企業等と連携し、サポート体制の充実や質の高い行政サービスの提供に努めます。

協働

collaboration

- 関係団体や企業等と連携し、産業や経済活動・福祉などの様々な分野で、外国人住民が日本人住民とともに活躍できるように支援します。
- 地域で暮らす日本人住民と外国人住民が、ともに地域コミュニティの担い手として活動できる環境を整備します。
- 外国人住民が市長や日本人住民と対話する場を設けるなど、外国人住民の声を市政運営やまちづくりに反映できる仕組みをつくります。

共創

co-creation

- 海外都市との交流や海外のクリエイティブ人材の活用など、多様な価値観や思考力が身につく機会を提供し、市民力を高めます。
- 商品・サービスの提供や新しいビジネスの創出、文化の保存・継承などに多様な主体が関わり、発展させる取組を推進します。
- 日本人住民も外国人住民も八戸での暮らしの豊かさが実感できるよう、多文化共生の推進による生活水準の底上げを図ります。

第1章

プランの目的と位置付け

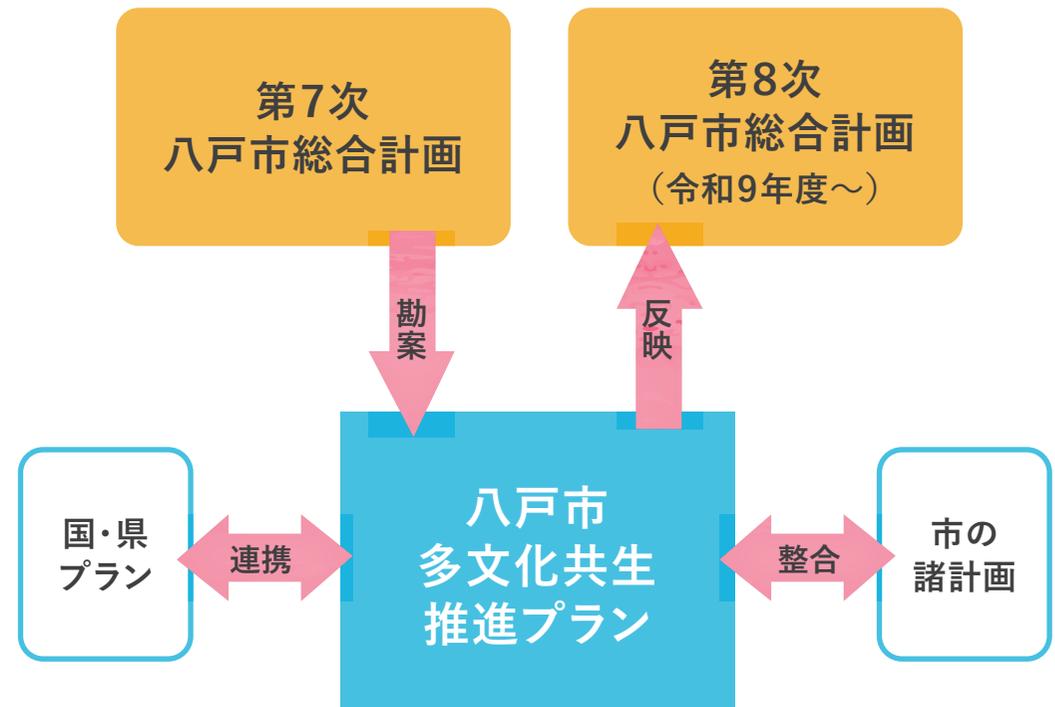
Chapter 1 ▶ Purpose of the Plan

プランの目的

- 全国的に人口減少や首都圏への一極集中が進行し、八戸市においても人口減少に歯止めがかからない中、当市の外国人住民数は県内最多であり、年々増加傾向にあります。
- また、深刻な人手不足の解消に向けて、国において外国人材の受入れに関する新しい制度を創設する一方、円安の影響などから外国人労働者が日本で働くメリットが薄れており、今後、人材確保に向けた都市間競争が激しくなることが想定されます。
- 当市では、全ての住民が国籍にかかわらず互いの文化や習慣などを尊重し合いながら、共に暮らせるまちづくりを進めてきましたが、持続可能なまちを実現するためには、日本人住民と外国人住民が協働してまちづくりに参画し、新たな価値を生み出し、その成果を分かち合う、「攻めの多文化共生」という視点が必要なことから、基本的な取組方針を定め、各種施策を総合的・戦略的に推進することを目的に、本プランを策定します。

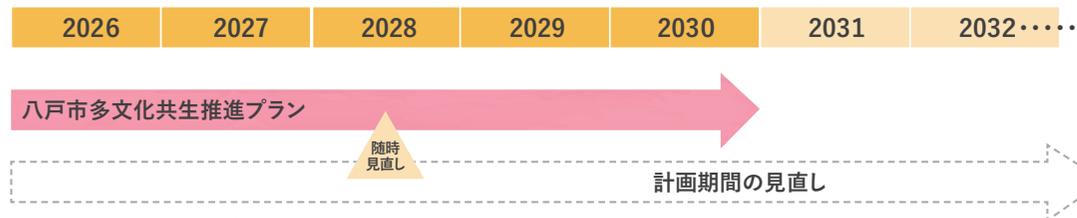
プランの位置付け

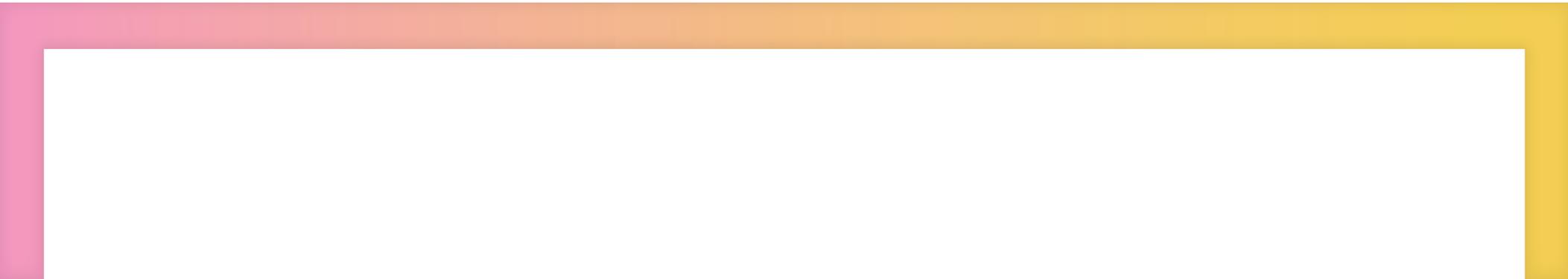
- 本プランは、国（総務省）の「地域における多文化共生推進プラン（2020年9月改訂）」や、県の「青森県多文化共生推進プラン（2024年3月策定）」を踏まえながら、市の最上位計画である「八戸市総合計画」に掲げる理念のもと、当市の多文化共生推進施策の基本指針となるものです。
- 本プランで示す基本的な考え方や施策の方向性は、次期総合計画に反映させるとともに、本プランに基づいて行われる個別・具体的な事業については、政策分野の枠を超えて人口減少対策に官民が一体となって重点的に取り組むための戦略である「はちのへ創生総合戦略」をはじめ、当市の様々な分野で策定する計画に位置付けていきます。



計画期間

- ✓ 本プランの計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。
- ✓ ただし、社会情勢や関連施策の進捗状況などを見ながら、必要に応じて計画期間の延長や、計画期間内の見直しも可能とするなど、柔軟に対応していきます。





第2章

現状と課題

Chapter 2 ▶ Current Situation and Challenges

八戸市の外国人住民について

- ✓ 当市の住民基本台帳に登録された外国人住民の数は、2025年7月末時点で1,880人と過去最多を更新し、10年前(2015年)の860人と比べて2倍以上と大きく増加しており、市の人口(212,988人)の0.88%を占めています。
- ✓ また、外国人住民の方々の国籍は、全体で44か国となっており、ベトナムが411人と最も多く、以下、フィリピンが363人、インドネシアが323人、韓国が152人、中国とミャンマーがそれぞれ150人ずつと、上位6か国で82.4%を占めています。特に、最近ではミャンマーの方々の増加が顕著であり、2020年7月末時点の1人から、現在は150人となり、国籍別で中国と並んで5番目に多い国となっています。
- ✓ 在留資格の種別では、「技能実習」が最も多く686人、次いで5年前の2020年時点で11人だった「特定技能1号」が396人、以下「永住者」が233人、「特別永住者」が110人となっています。また、2025年3月に、八戸市内で初となる「特定技能2号」取得者が現れて以降、3人に増加しています。
- ✓ 年齢別人口構成では、日本人住民の平均年齢は49.55歳なのに対し、外国人住民の平均年齢は34.18歳であり、20代～30代の若い世代が中心となっています。

八戸市の多文化共生促進に関する主な取組

- ✓ 当市の主な取組として、文化や習慣の違いに対する相互理解の促進を図るため、市及び市が事務局を務める八戸国際交流協会が連携し、毎年、外国人と日本人住民が気軽に交流できる「多文化交流ラボ」や、多彩な国々の文化に触れられる「国際交流フェスタ」を開催しています。
- ✓ また、外国人住民が地域で生活する上で孤立せず、地域住民の一員として日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、日本語講座を開設するとともに、同じ地域に住む外国人と日本人を対象に、災害時の行動を一緒に学ぶ「地域で育むBOSAI力講座」や、言葉の壁を越えて楽しく交流できる「ニュースポーツ運動会」などの取組を行っています。
- ✓ さらに、当市に転入してきた外国人住民の方々に対する支援策として、ごみの出し方や緊急電話のかけ方など、生活に必要な基本情報を掲載した「リビングガイド」や、災害への備えや避難所をお知らせする「外国人のための防災ガイドブック」を、多言語及びやさしい日本語で作成し、転入手続きの際に市民課の窓口で提供しています。
- ✓ 加えて、「外国人コミュニケーション支援員」の配置と多言語翻訳機の導入を進め、行政手続きの仕方など外国人住民からの相談対応を行っているほか、令和6年8月からは、外国人材や介護事業者から寄せられる、介護業務や日常生活に関する困りごと等の相談に対応する「外国人介護人材ヘルプデスク」を設置しています。

プラン策定に向けた 実態調査の結果

- ✔ 本プランの策定にあたり、当市における多文化共生の現状や課題を把握し、プランの策定に向けた検討の基礎資料とするため、実態調査を実施しました。
- ✔ 市内の日本人住民、外国人住民、外国人を雇用している事業者それぞれアンケート調査を行った結果、多文化共生社会を実現する上での様々な課題が見えてきました。

日本人住民の考え

- ・多文化共生推進プランの策定に賛同する人の割合は64.0%で、概ね理解が得られている。
- ・一方で、外国人住民が増えることについて漠然とした不安があると回答した人は53.1%となっている。
- ・当市において日本人と外国人が協力し合う社会が実現していると思っている人は8.7%と低い。

外国人住民の考え

- ・八戸での暮らしに満足していると回答した人は92.7%であり、外国人にとって住みやすいまちと考えられる。
- ・当市において日本人と外国人が協力し合う社会が実現していると回答した人は71.5%で日本人とギャップがある。
- ・地域の日本人と外国人が交流するイベントに参加したい人は70.4%であり、交流の場の拡大が求められている。

外国人を雇用している事業所の考え

- ・外国人材を雇用した効果として人材確保の安定化を挙げた事業所が86.0%に達している。
- ・外国人を雇用している上での課題として、62.8%がコミュニケーションを、46.5%が生活支援を挙げている。
- ・市に行って欲しい取組として、日本語教育を挙げた企業は58.1%、住宅・生活支援が55.8%となっている。

第3章

目指す姿と取組方針

Chapter 3 ▶ Visions and Policy

八戸市が目指す多文化共生社会

／ キャッチフレーズ ／

みんなが友人のように心を寄せ合い
一人ひとりが輝く「カラフル」なまちをつくらう

現代社会が急激に変化し、地域課題が複雑化する中、持続可能なまちづくりのためには、一人ひとりがまちの課題を自分事として受け止め、従来のやり方や固定観念にとらわれず自由な発想を持って、他者と対話し、協力し合って行動することが重要です。このような中、文化の違いや多様な視点・考え方をポジティブに捉え、日本人住民と外国人住民が力を合わせることで、従来のやり方では解決できなかった課題に対して、新しいやり方や価値、異なる視座でアプローチすることが可能となります。

八戸市が目指す多文化共生社会は、国籍を問わず誰もが友人のように心を寄せ合い、地域で共に暮らす「共感」「共生」の考え方に、一人ひとりがまちをつくる主役となって活躍し、そこから新しい価値を生み出し分かち合う「協働」「共創」という考え方を加えた、「攻めの多文化共生」という視点でつくる「カラフル」なまちです。

基本方針

多文化共生社会の実現に向けて、4つの視点から様々な取組を推進していきます。

共感

communication

互いの文化や相手の立場を理解し合う

異なる文化的背景を持つ人々が、対話を通して互いの文化や相手の立場を理解し「共感」することで、信頼関係を生み出し、良好なコミュニケーションや社会環境の構築につながります。

共生

coexistence

対等な関係を構築し地域で共に暮らす

誰もが安全・安心で豊かな暮らしができる社会を実現するためには、地域に住む多様な人々が互いに人権を尊重しつつ、対等な関係を構築し、地域で支え合いながらともに暮らす「共生」の考え方が大切です。

協働

collaboration

一人ひとりがまちをつくる主役となって活躍する

複雑化する地域課題を解決するためには、国籍等に関わらず、一人ひとりがまちをつくる主役となり、それぞれの個性や能力を活かして、多様な視点や考え方でアプローチする「協働」によるまちづくりが有効です。

共創

co-creation

みんなで新しい価値を生み出し共有する

当市の人口減少に歯止めがかからない中、多様な人々が力を合わせて市民力を高めることで地域社会の様々な分野に変革をもたらす、持続可能なまちの実現のために、みんなで新しい価値を生み出して成果を分かち合う「共創」が不可欠です。

カラフルなまちをつくる視点1

共感

異なる文化的背景を持つ人々が、対話を通して互いの文化や相手の立場を理解し、「共感」することで、信頼関係を生み出し、良好なコミュニケーションや社会環境の構築につながります。



取組の方向性

- すべての市民に異文化に触れる機会を提供することで、国際感覚の醸成や、多様な文化への関心が高まる取組を展開します。
- 外国人住民が日本文化や八戸固有の文化を体験し、八戸への愛着心が育まれる機会を提供します。
- 住民同士が国籍に関わらず日常的にフラットな関係性で交流し、相互理解が深まる場を創出します。

カラフルなまちをつくる視点2

共生

誰もが安全・安心で豊かな暮らしができる社会を実現するためには、地域に住む多様な人々が互いに人権を尊重しつつ、対等な関係を構築し、地域で支え合いながらともに暮らす「共生」の考え方が大切です。



取組の方向性

- 日本語教室の充実や、やさしい日本語の学習機会の提供など、日本人住民と外国人住民との円滑なコミュニケーションに寄与する取組を行います。
- 多様な文化を尊重し、誰もが安心して生活できる環境を整えるための共通ルールづくりと分かりやすい情報提供を進めます。
- 外国人が八戸で安心して暮らせるよう、関係機関や企業等と連携し、サポート体制の充実や質の高い行政サービスの提供に努めます。

カラフルなまちをつくる視点3 協働

複雑化する地域課題を解決するためには、国籍等に関わらず、一人ひとりがまちをつくる主役となり、それぞれの個性や能力を活かして、多様な視点や考え方でアプローチする「協働」によるまちづくりが有効です。



取組の方向性

- 関係団体や企業等と連携し、産業や経済活動・福祉などの様々な分野で、外国人住民が日本人住民とともに活躍できるように支援します。
- 地域で暮らす日本人住民と外国人住民が、ともに地域コミュニティの担い手として活動できる環境を整備します。
- 外国人住民が市長や日本人住民と対話する場を設けるなど、外国人住民の声を市政運営やまちづくりに反映できる仕組みをつくりまます。

カラフルなまちをつくる視点4

共創

当市の人口減少に歯止めがかからない中、多様な人々が力を合わせて市民力を高めることで地域社会の様々な分野に変革をもたらし、持続可能なまちの実現のために、みんなで新しい価値を生み出して成果を分かち合う「共創」が不可欠です。

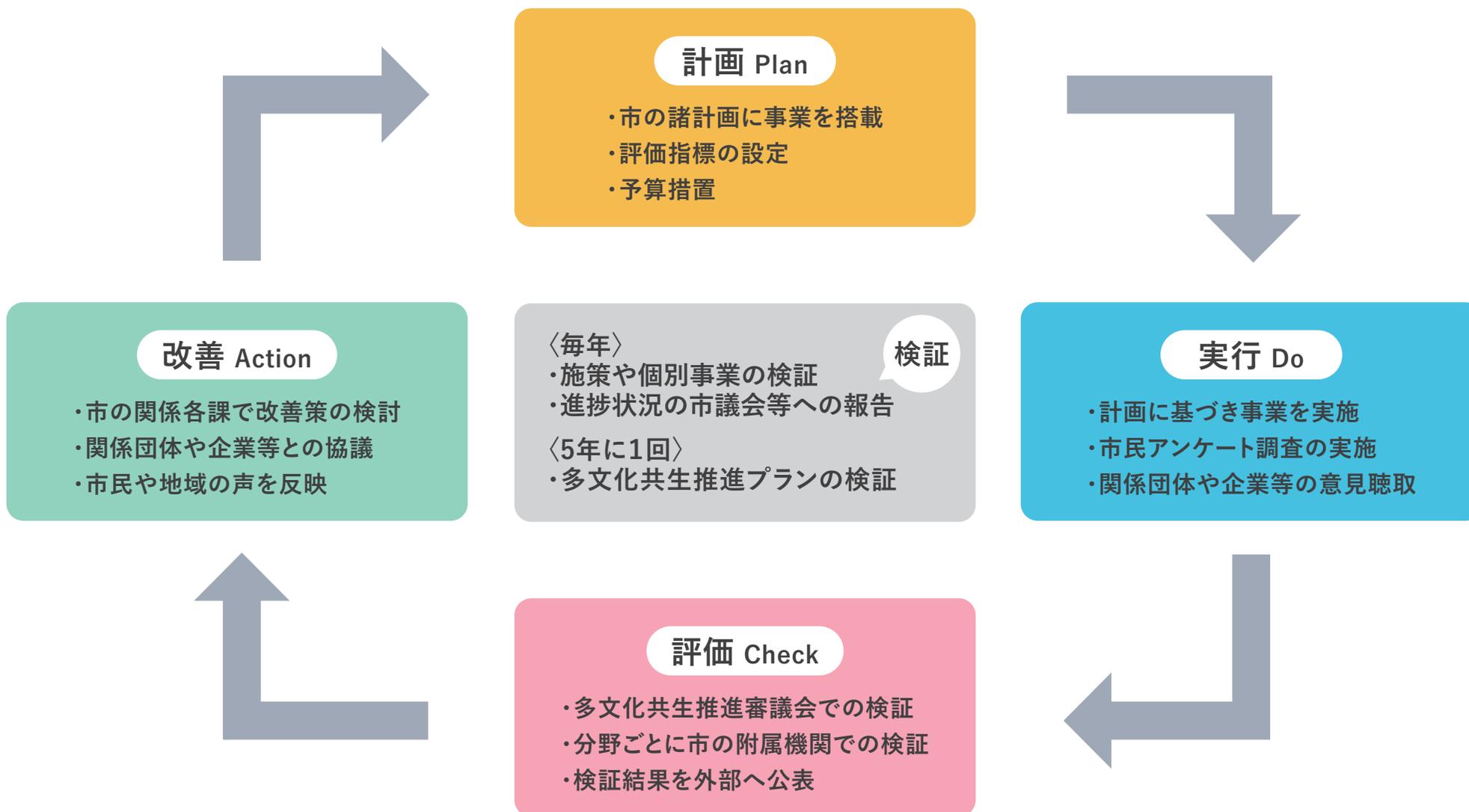
取組の方向性

- 海外都市との交流や海外のクリエイティブ人材の活用など、多様な価値観や思考力が身につく機会を提供し、市民力を高めます。
- 商品・サービスの提供や新しいビジネスの創出、文化の保存・継承などに多様な主体が関わり、発展させる取組を推進します。
- 日本人住民も外国人住民も八戸での暮らしの豊かさが実感できるよう、多文化共生の推進による生活水準の底上げを図ります。



プランの進め方

PDCAサイクルにより各種取組の進捗や効果を検証しながら、必要に応じてプラン本体を見直し、着実に施策を推進していきます。



第4章

具体的な取組

Chapter 4 ▶ Practical Actions

具体的な取組

- ✓ 基本方針で掲げる4つの視点に対応した様々な取組を推進します。
- ✓ PDCAサイクルにより事業を検証しながら、必要に応じて見直しを図ります。

共感

communication

互いの文化や相手の立場を
理解し合う

⇒異文化への理解や、交流を促進する取組

協働

collaboration

一人ひとりが
まちをつくる主役となって活躍する

⇒多様な主体の連携や、個々の活動を支援する取組

共生

coexistence

対等な関係を構築し
地域で共に暮らす

⇒コミュニケーションや、暮らしをサポートする取組

共創

co-creation

みんなで新しい価値を生み出し
共有する

⇒多文化共生を通じて市民力を高める取組

テーマごとの取組プラン 1

共感

communication

- すべての市民に異文化に触れる機会を提供することで、国際感覚の醸造や、多様な文化への関心が高まる取組を展開します。
- 外国人住民が日本文化や八戸固有の文化を体験し、八戸への愛着心が育まれる機会を提供します。
- 住民同士が国籍に関わらず日常的にフラットな関係性で交流し、相互理解が深まる場を創出します。

取組番号	取組名	取組の内容	市の関係部署
1-1	地域コミュニティにおける多文化共生の意識啓発	町内会や企業、市民団体等と連携した、地域単位での顔の見える関係づくり	市民連携推進課
1-2	多文化共生をテーマとする出前講座の開催	市民の多文化共生への理解や意識啓発につながる出前講座の開催	市民連携推進課
1-3	異文化の相互理解につながる交流イベントの開催	八戸国際交流協会との連携による、日本と外国の文化の違いを理解し合える交流イベントの開催	市民連携推進課
1-4	若い世代や子どもたちが外国人と自然に関われる機会の創出	子どもや若年層をターゲットとした、同年代の外国人と交流できる場の創出	市民連携推進課
1-5	外国人住民の活動・活躍の見える化	市ホームページ等での、地域づくりに貢献している外国人住民の活動の紹介	市民連携推進課 広報統計課
1-6	八戸で働く、住むことの魅力を伝える効果的な情報発信	八戸で働くことを考えている外国人に向けた、市SNS等での八戸の魅力PR	市民連携推進課 広報統計課、観光課
1-7	ことばを通じた交流促進	外国人住民が母国語を日本人に教えるなど、ことばを通じた交流の場づくり	市民連携推進課
1-8	日常的な交流の場の創出と情報提供	日本人と外国人が共通の趣味等で気軽に交流できる場づくりと効果的な情報発信	市民連携推進課

テーマごとの取組プラン2

共生

coexistence

- 日本語教室の充実や、やさしい日本語の学習機会の提供など、日本人住民と外国人住民との円滑なコミュニケーションに寄与する取組を行います。
- 多様な文化を尊重し、誰もが安心して生活できる環境を整えるため、共通ルールづくりと分かりやすい情報提供を進めます。
- 外国人が八戸で安心して暮らせるよう、関係機関や企業等と連携し、サポート体制の充実や質の高い行政サービスの提供に努めます。

取組番号	取組名	取組の内容	市の関係部署
2-1	外国人住民向け日本語学習サポート	対面授業や自己学習を後押しするオンライン授業などの多様な日本語学習機会の提供、日本語能力検定試験の受験に向けたサポート	市民連携推進課
2-2	日本人住民向けやさしい日本語研修の実施	市職員や町内会・企業等を対象とした、やさしい日本語学習機会の提供	市民連携推進課
2-3	海外につながりを持つ子どもの教育機会の確保	教育現場における海外につながりを持つ子どもの学習支援、母語・母文化を生かした教育の充実	市民連携推進課 学校教育課
2-4	秩序ある共生に向けた正しい情報発信と啓蒙活動の促進	生活情報誌「リビングガイド」の内容充実や生活オリエンテーションの実施、相互理解につながる多文化共生の情報発信	市民連携推進課 市民課
2-5	災害時や緊急時の情報伝達体制の整備	スマートフォン用アプリの活用や町内会のデジタル化推進等による、実効性の高い緊急情報伝達方法の検討	市民連携推進課、危機管理課 災害対策課、広報統計課
2-6	医療・保健機関と連携した取組の実施	医療・福祉の現場における多言語対応の推進	市民連携推進課、市民病院 総合保健センター内各課 福祉政策課
2-7	住宅確保のための支援・居住環境の整備	市営住宅の活用や、外国人を雇用する企業への住環境改善にかかる助成	市民連携推進課 建築住宅課、商工課
2-8	行政手続きの効率化と相談体制の充実	行政手続きの効率化・多言語化の推進や、生活上の困り事などの外国人の生活相談への初期対応を行う一元的な窓口の整備	市民連携推進課、行政管理課 住民税課、介護保険課、市民課

テーマごとの取組プラン 3

協働

collaboration

- 関係団体や企業等と連携し、産業や経済活動・福祉などの様々な分野で、外国人住民が日本人住民とともに活躍できるように支援します。
- 地域で暮らす日本人住民と外国人住民が、ともに地域コミュニティの担い手として活動できる環境を整備します。
- 外国人住民が市長や日本人住民と対話する場を設けるなど、外国人住民の声を市政運営やまちづくりに反映できる仕組みを検討します。

取組番号	取組名	取組の内容	市の関係部署
3-1	外国人住民の地域コミュニティ活動への参加促進	町内会やPTA等、地域コミュニティ活動への参加を後押しする体制づくり、町内会行事への外国人住民の参加促進や外国人向け掲示物作成等のサポート	市民連携推進課
3-2	災害時の避難体制の整備	自主防災組織や消防団等が行う、地域における防災の取組への外国人住民の参加促進、円滑な避難体制づくりの支援	市民連携推進課 危機管理課、災害対策課
3-3	外国人キーパーソンの発掘・活動支援	外国人住民の生活支援や日本人とのつなぎ役を担えるキーパーソンの発掘と活動支援	市民連携推進課
3-4	外国人住民のまちづくり活動支援	外国人住民の自発的なボランティア活動やまちづくり活動を支援	市民連携推進課
3-5	留学生の地域における就業促進	企業・高等教育機関と連携した奨学金制度等、留学生の市内就職の推進	市民連携推進課 政策推進課
3-6	外国人住民の創業支援	創業・起業意欲のある外国人住民の創業に向けたサポート	市民連携推進課 商工課
3-7	外国人住民と関わりがある企業・団体等との連携による外国人の受入体制づくり	外国人住民を雇用する企業や支援団体等の連携強化に向けたネットワーク構築、セミナー開催等の外国人雇用支援	市民連携推進課 産業労政課
3-8	外国人住民の意見をまちづくりに反映する仕組みの導入	市長が直接外国人住民と対話し意見交換を行うイベントの開催、市の附属機関等における外国人住民の登用	市民連携推進課

テーマごとの取組プラン4

共創 co-creation

- 海外都市との交流や海外のクリエイティブ人材の活用など、多様な価値観や思考力が身につく機会を提供し、市民力を高めます。
- 商品・サービスの提供や新しいビジネスの創出、文化の保存・継承などに多様な主体が関わり、発展させる取組を推進します。
- 日本人住民も外国人住民も八戸での暮らしの豊かさが実感できるよう、多文化共生の推進による生活水準の底上げを図ります。

取組番号	取組名	取組の内容	市の関係部署
4-1	海外都市での八戸の魅力発信	海外在住の八戸にゆかりのある日本人・外国人による現地での八戸の魅力に関する情報発信	市民連携推進課 商工課
4-2	八戸ならではのグローバルブランドの構築	企業等と連携し、外国人の知見やノウハウを活かしたグローバルブランドづくり	市民連携推進課 商工課
4-3	地元企業との連携による新たな商品やサービスの創出	新商品や新たなサービスの提供に向けて外国人の視点を活かせる仕組みづくり	市民連携推進課 商工課
4-4	八戸固有の文化を後世へ継承する仕組みづくり	八戸三社大祭や八戸えんぶり等の地域文化の担い手として、外国人住民が参加しやすい環境づくり	市民連携推進課 文化創造推進課
4-5	外国人の視点を活かした新たな文化創造活動の推進	海外アーティスト等を招聘した事業や、外国人住民も参加しやすいアートプロジェクトの実施	市民連携推進課 八戸ポータルミュージアムはっち 文化創造推進課、美術館
4-6	多文化共生によるまちづくりに向けた若者の交流促進	高校生や学生、留学生等、国籍を超えて若者が交流し、まちづくりに向かう場の創出	市民連携推進課
4-7	多文化共生分野での市民団体の活動支援	外国人のコミュニケーション支援や生活相談等を行う市民団体の育成、資金面を含めた活動のサポート	市民連携推進課
4-8	地域貢献活動に参画する外国人の活動支援	地域おこし協力隊の制度の活用等、地域貢献活動に参画する外国人の発掘及び支援	市民連携推進課 外国人が活躍する分野の担当部署

第5章

推進体制

Chapter 5 ▶ Promotion Structure

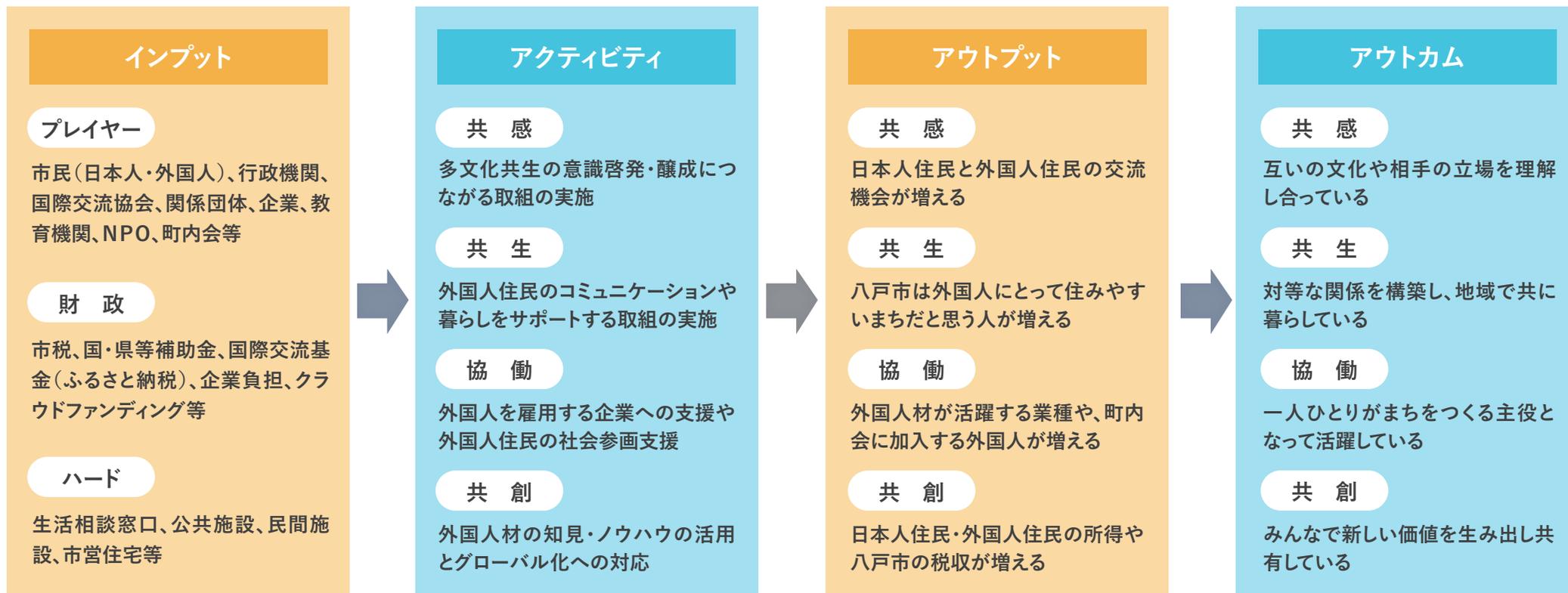
プランの推進体制と各主体の役割

- ✓ 本プランを推進するにあたり、行政や関係団体、地域、事業者、市民等が相互に連携・協働しながらそれぞれの役割を果たし、各種取組を推進します。
- ✓ また、プランに基づく施策や事業が最終的な目標を達成するまでの、論理的な因果関係を図式化した「ロジックモデル」を明確にして、事業の実施や評価を関係者間で認識を共有しながら進めていきます。

各主体の役割

主体	主な役割
市	市民に最も身近な行政機関として、きめ細かな行政サービスの提供と外国人住民が参画できる地域づくりを行います。また、八戸市多文化共生推進審議会を設置し、有識者や関係団体、外国人住民等の意見を聴取するとともに、組織横断的な取組展開のため、市の関係部署による庁内連絡会議を設置し、情報共有を図ります。
八戸国際交流協会	市や関係団体等と連携し、国際交流促進や市民の異文化理解促進に寄与する活動を行います。
NPO等市民団体	日本語学習支援等の外国人が抱える課題に対するサポートや国際交流促進など、各分野での専門性を活かした取組が求められます。
市民	日本人住民・外国人住民ともに全ての市民が多様性や人権を尊重しながら、多文化共生の推進や協働のまちづくりに積極的に参画することが求められます。
事業者	健康で不安なく日常生活や社会生活を営むための支援など、外国人が安心して働くことができ、能力を発揮できる環境づくりや、地域コミュニティとの連携・協力体制の構築が求められます。
経済団体	外国人労働者の雇用を検討する事業者への情報提供や支援、事業者間の連絡調整が求められます。
教育機関	留学生の受入れや教育・生活支援、地域社会参画や就職支援、グローバル人材の育成などの役割を果たすことが求められます。
地域コミュニティ	市や関係団体等と連携し、地域での外国人住民の受け入れや、地域の担い手としての外国人住民の参画をサポートすることが求められます。

八戸市の多文化共生の進め方(ロジックモデル)



インパクト (Impact)

目指す姿 (Target Vision)

みんなが友人のように心を寄せ合い一人ひとりが輝く「カラフル」なまちがつけられている

評価指標 (Evaluation Indicators)

「八戸市では日本人と外国人が協力し合う社会が実現していると思う」と回答した人の割合が令和7年度から上昇

<参考: R7調査>

日本人: 8.7% / 外国人: 71.5%



參考資料

References

プランが出来るまで（策定までの過程）

- ✓ 本プランを策定するにあたっては、「八戸市多文化共生推進審議会」の委員をはじめ、多くの皆様の御意見やアイデアを伺いました。

策定までの過程

2025年4月	八戸市多文化共生推進プラン検討開始
5月	先進地視察(多文化共生の特色ある取組を推進している自治体4か所)
6月	市長との公民館サロン(江陽地区)での意見聴取
7月	第1回八戸市多文化共生推進審議会の開催 
9月	日本人住民、外国人住民及び外国人を雇用している事業所を対象としたアンケート調査
10月	第2回八戸市多文化共生推進審議会の開催 多文化共生推進ワークショップの開催 
11月	外国人材を雇用している事業所を対象としたヒアリング調査
12月	第3回八戸市多文化共生推進審議会の開催
2026年1月	パブリックコメント実施
2月	第4回八戸市多文化共生推進審議会の開催

PICKUP

八戸市多文化共生推進審議会

- ✔ 学識経験者や関係団体の代表者、外国人を含む地域住民等の意見やアドバイスを伺い、当市の多文化共生推進施策に反映することを目的に設置した会議です。
- ✔ 「八戸市多文化共生推進プラン」や、市の多文化共生推進に関する取組などについて調査・審議を行います。令和7年度は、本プランの内容を、ワークショップも交えて検討しました。



PICKUP

多文化共生推進ワークショップ

- ✔ 日本人住民の多文化共生に対する意識の醸成を図りつつ、外国人住民が当市で生活する中で感じている課題を整理し、本プランの内容に反映するためのワークショップです。
- ✔ 当日は、市内大学等の日本人学生と外国人留学生のほか、市職員も一緒になって、多文化共生につながる事業のアイデアを話し合いました。



八戸市の多文化共生（現在の取組）

✓ 市、及び八戸国際交流協会が現在行っている多文化共生につながる取組を紹介します。

※八戸国際交流協会が行っている事業

取組	概要
外国人相談窓口	外国人コミュニケーション支援員・国際交流員による相談対応、多言語翻訳機による通訳
多言語対応	他部署業務の翻訳・通訳対応のほか、パンフレットや案内表示の多言語化を支援
外国人向け生活情報紙	市民課窓口で転入手続の際に配布（やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語）
外国人向け防災ガイドブック	市民課窓口で転入手続の際に配布（やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語）
日本語講座	日本語教室を対面・オンラインで年間延べ300回以上開催（NPO法人に委託）
日本語教育支援事業	日本語教育支援講師を小・中学校に派遣し、初期の日本語学習を支援（NPO法人に委託）
交流促進事業※	国際交流イベントの開催（多文化理解交流イベント、国際交流フェスタ、多文化交流ラボ「しゃべるべ」など）
在住外国人支援事業※	外国人と日本人と一緒に学ぶ「地域で育むBOSAI力講座」を開催（市、地域と共催）、外国にルーツがある子どもの支援
通訳・ガイド支援事業※	八戸市を訪れた外国人を対象とした英語ガイド
調査広報事業※	広報紙「りんぐりんぐ」の発行（年2回）、協会ホームページやSNS等での情報発信
外国人介護人材定着支援事業	業務マニュアルの翻訳費用や日本語学習の講習料、生活支援に要する経費の補助
外国人介護人材交流会・研修会事業	外国人を雇用、又は雇用を検討中の介護施設等を対象とした交流会・研修会の開催
外国人介護人材ヘルプデスクの設置	外国人介護人材等が直面する困りごとや悩みごとについての相談対応



行政手続や各種相談への対応

- ・窓口等の手続き及び相談に対応(来庁、電話、メール)
- ・外国人コミュニケーション支援員、国際交流員による支援
- ・多言語翻訳機を活用した各種言語での相談対応

多文化理解交流イベント

多文化理解の促進・多文化交流ができる機会を創出する事業。地域に住む外国人と日本人がニュースポーツ等を通して交流を図るイベントを実施。

国際交流フェスタ

八戸圏域に住んでいる方を対象とした交流イベントを実施し、国際交流及び多文化理解の推進と、日本人と外国人のつながりを深める。

地域で育むBOSAI力講座

災害時に外国人が日本人と同じように対応できるよう、外国人住民向けに「外国人のための防災教室」を開催。(地震・台風など災害の紹介、起震車体験など)

広報紙「りんぐりんぐ」発行

地域における国際交流活動の紹介や、協会主催の事業等を、会員や地域住民にお知らせするもの。年2回発行。



【第2章関係資料】 (図表1)八戸市の外国人住民数の推移 ※各年7月末時点の数値

年度	日本人住民(人)	外国人住民(人)	外国人住民数の割合(%)	外国人住民数 国籍別トップ5				
				1位	2位	3位	4位	5位
平成27年	236,301人	860人	0.36%	中国 (246)	韓国 (180)	フィリピン (142)	ネパール (57)	ベトナム (46)
平成28年	234,585人	972人	0.41%	中国 (313)	韓国 (165)	フィリピン (143)	ベトナム (94)	ネパール (66)
平成29年	232,867人	1,001人	0.43%	中国 (298)	韓国 (169)	フィリピン (154)	ベトナム (114)	ネパール (65)
平成30年	230,549人	1,103人	0.48%	中国 (326)	韓国 (168)	フィリピン (164)	ベトナム (161)	インドネシア (62)
令和元年	228,447人	1,218人	0.53%	中国 (296)	ベトナム (266)	フィリピン (197)	韓国 (169)	インドネシア (65)
令和2年	226,299人	1,232人	0.54%	ベトナム (355)	中国 (254)	フィリピン (195)	韓国 (165)	インドネシア (74)
令和3年	224,050人	1,133人	0.51%	ベトナム (380)	フィリピン (184)	中国 (164)	韓国 (155)	インドネシア (69)
令和4年	221,818人	1,211人	0.55%	ベトナム (356)	フィリピン (263)	韓国 (148)	中国 (110)	インドネシア (84)
令和5年	219,098人	1,538人	0.70%	ベトナム (427)	フィリピン (324)	インドネシア (177)	韓国 (146)	中国 (141)
令和6年	216,032人	1,735人	0.80%	ベトナム (437)	フィリピン (341)	インドネシア (249)	韓国 (154)	中国 (148)
令和7年	212,988人	1,880人	0.88%	ベトナム (411)	フィリピン (363)	インドネシア (323)	韓国 (152)	中国、ミャンマー (各150)

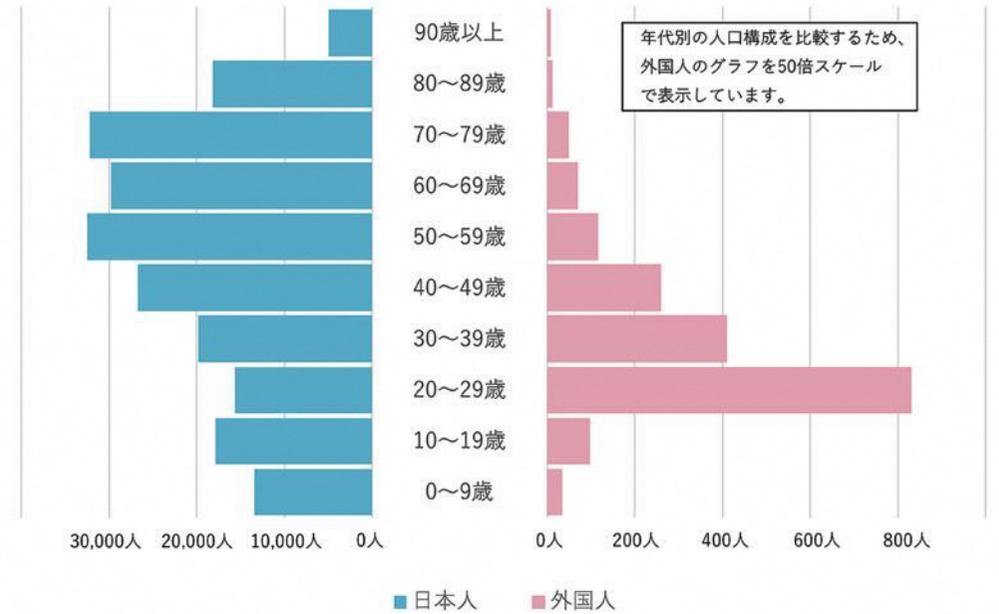
【第2章関係資料】

(図表2) 八戸市の外国人住民の在留資格別人数(上位6番目まで)

	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目	6番目
2010年	特別永住者	永住者	特定活動	日本人の配偶者等	研修	定住者
	198人	172人	146人	107人	105人	20人
2015年	技能実習	永住者	特別永住者	日本人の配偶者等	技能	家族滞在
	266人	211人	154人	62人	35人	33人
2020年	技能実習	永住者	特定活動	特別永住者	日本人の配偶者等	技人国 [※]
	451人	231人	157人	129人	57人	45人
2025年	技能実習	特定技能1号	永住者	特別永住者	日本人の配偶者等	技人国 [※]
	686人	396人	233人	110人	72人	72人

※技術・人文知識・国際業務

(図表3) 八戸市の年齢別人口構成(日本人・外国人)



	日本人	外国人
90歳以上	4,892人	7人
80～89歳	18,173人	12人
70～79歳	32,228人	48人
60～69歳	29,795人	69人
50～59歳	32,455人	116人
40～49歳	26,748人	258人
30～39歳	19,856人	409人
20～29歳	15,659人	830人
10～19歳	17,901人	97人
0～9歳	13,401人	33人
不明	0人	1人
合計	211,108人	1,880人
(平均年齢)	49.55歳	34.18歳

【第2章関係資料】

アンケート調査の概要

■調査の目的

本調査は、八戸市多文化共生推進プランの策定にあたり、当市における多文化共生の現状と課題を把握し、施策検討の基礎資料とすることを目的として実施した。

■調査方法

- 各対象者に対し依頼文を郵送し、Google フォームにより回答を収集した。
- 日本人住民アンケートについては、紙（郵送）回答を併用して回答率の向上を図った。
- 外国人住民アンケートについては、多言語（やさしい日本語、英語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、ミャンマー語）で実施した。
- 実態調査の詳細については、「八戸市多文化共生推進プラン策定に向けた実態調査の結果報告書」に掲載

■調査期間 2025年9月16日（火）～9月30日（火）

■調査対象及び回答数

	調査対象	対象者数	回答数	回答率
日本人住民	市内に住所を有する満18歳以上の市民及び市政モニター	604件	310件	51.3%
外国人住民	市内に住所を有する満18歳以上の外国人住民	486件	179件	36.8%
事業所	外国人材を雇用している事業所（特定技能雇用機関及び介護事業所）	85件	43件	50.6%

【第2章関係資料】

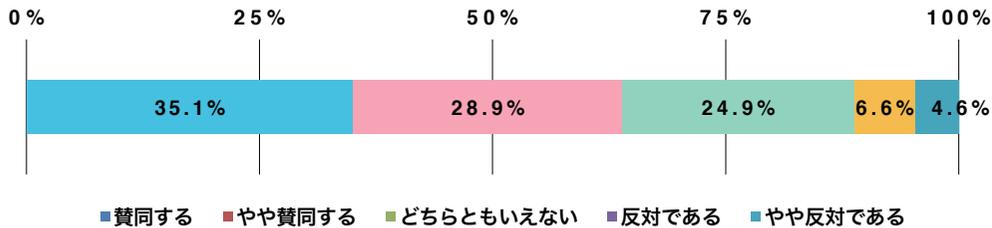
アンケート調査の概要

※アンケートの各選択肢の回答割合は、小数第2位を四捨五入している都合上、合計が100%にならない場合があります。

プラン策定の方向性に対する評価

〈日本人住民アンケートQ18〉

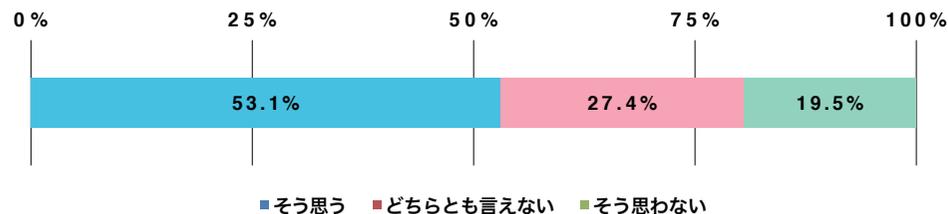
八戸市では、「共感」「共生」「協働」「共創」の4つの考えに基づいて外国人との共生社会の実現に向けたプランの策定を検討しています。この考えについてどう思いますか。



外国人住民が増えることについての不安感

〈日本人住民アンケートQ10〉

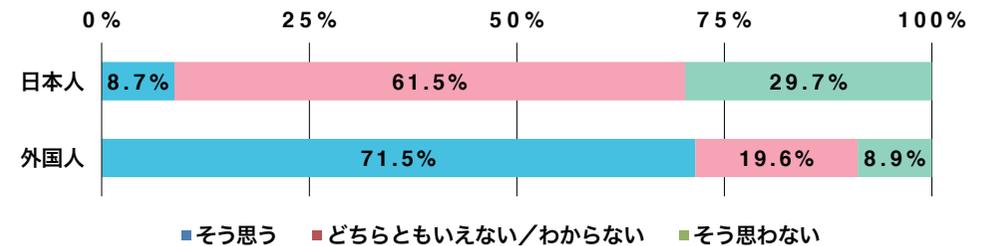
市内に外国人が増えることへの影響について、どう思いますか。それぞれの項目についてお答えください。⑧外国人住民が増えることについて漠然とした不安を感じる



「日本人と外国人が協力し合う社会」の実現に対する認識

〈日本人住民アンケートQ21・外国人住民アンケートQ31〉

八戸市では、日本人と外国人が協力し合う社会が実現していると思いますか。



- ・多文化共生推進プランの策定に賛同する人の割合は64.0%で、概ね理解が得られている。
- ・一方で、外国人住民が増えることについて漠然とした不安があると回答した人は53.1%となっている。
- ・本市において日本人と外国人が協力し合う社会が実現していると思っている人は8.7%と低い。

【第2章関係資料】

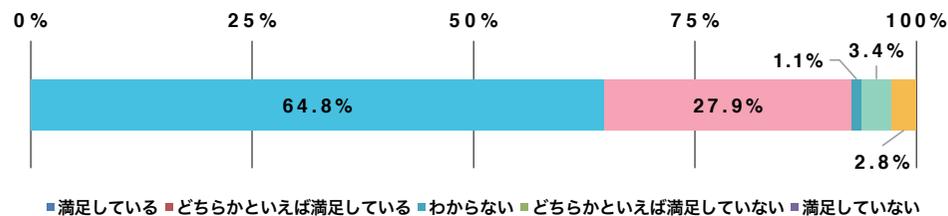
外国人住民アンケートの結果

※アンケートの各選択肢の回答割合は、小数第2位を四捨五入している都合上、合計が100%にならない場合があります。

八戸での生活満足度

〈外国人住民アンケートQ23〉

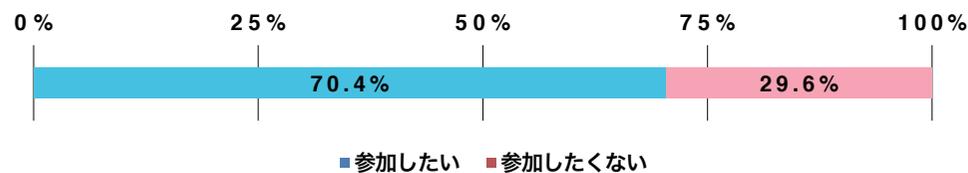
あなたは八戸での生活に満足していますか。



交流イベントへの参加意向

〈外国人住民アンケートQ13〉

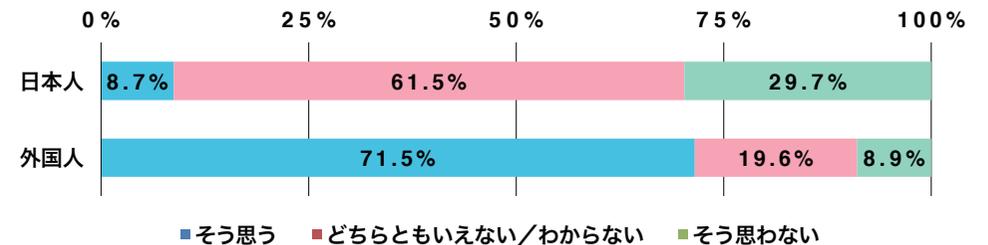
あなたは、地域の日本人と外国人が交流するイベントに参加したいですか。



「日本人と外国人が協力し合う社会」の実現に対する認識

〈日本人住民アンケートQ21・外国人住民アンケートQ31〉

八戸市では、日本人と外国人が協力し合う社会が実現していると思いますか。



- ・八戸での暮らしに満足していると回答した人は 92.7%であり、外国人にとって住みやすいまちと考えられる。
- ・本市において日本人と外国人が協力し合う社会が実現していると回答した人は 71.5%で日本人とギャップがある。
- ・地域の日本人と外国人が交流するイベントに参加したい人は 70.4%であり、交流の場の拡大が求められている。

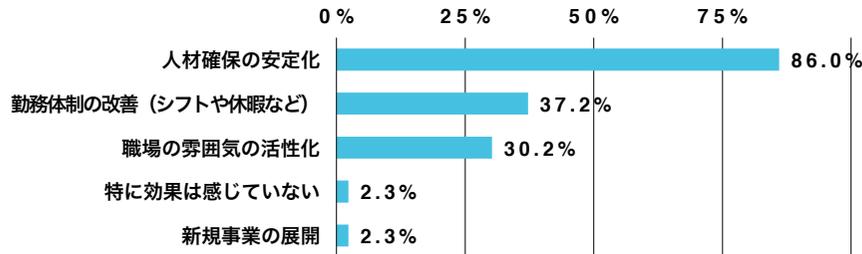
【第2章関係資料】

事業所アンケートの結果

外国人材の雇用による効果

〈事業所アンケートQ11〉

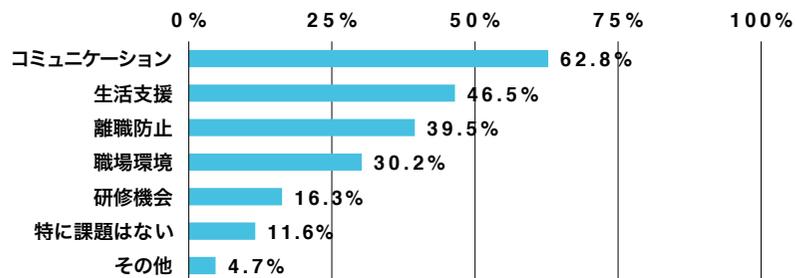
外国人材を雇用した効果をすべて選んでください。



外国人材を雇用している上での課題

〈事業所アンケートQ13〉

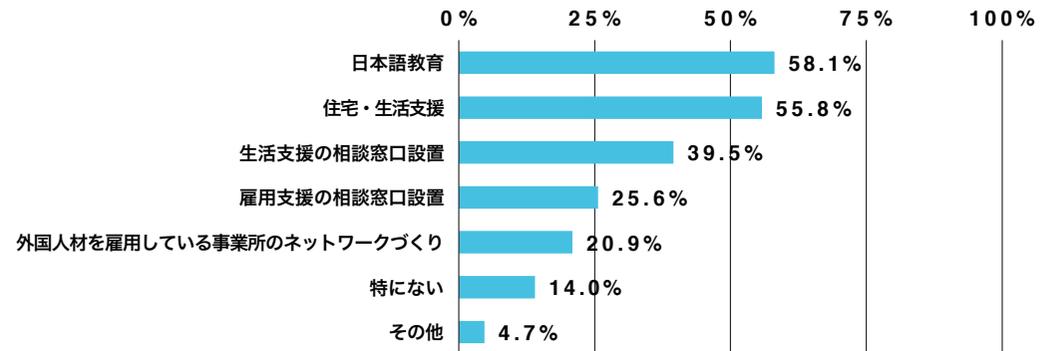
現在、外国人材を雇用している上での課題をすべて選んでください。



市に行って欲しい取組

〈事業所アンケートQ20〉

市に行ってほしい取組をすべて選んでください。



- ・外国人材を雇用した効果として人材確保の安定化を挙げた事業所が86.0%に達している。
- ・外国人を雇用している上での課題として、62.8%がコミュニケーションを、46.5%が生活支援を挙げている。
- ・市に行って欲しい取組として、日本語教育を挙げた企業は58.1%、住宅・生活支援が55.8%となっている。

【第2章関係資料】

市内企業・事業所等人材ニーズ調査 (八戸市産学官連携推進会議実施)

調査対象:市内中小企業、小規模事業者、介護事業所等

調査期間:令和6年8月22日(木)～9月11日(水)

回答状況:配布数3,579通、有効回答数1,747件、有効回答率48.8%

Q. 外国人材の雇用の有無

- ・雇用している(していた) 6.8%
- ・雇用していない 90.2%

Q. 外国人材雇用・受入の希望

- ・どちらともいえない 37.3%
- ・受入を希望しない 45.4%

〈理由〉

- ・知識がないので難しい
- ・経験したことがないので不安
- ・受入体制が整っていない
- ・言葉・文化・生活面が不安 など

- ・外国人を雇用している企業の割合は少ないため、まずは具体的な雇用方法、先進事例の紹介等、外国人雇用の「入り口」となる支援が必要

- ・受入れを希望する企業は少なく、外国人材の雇用は地域のニーズを踏まえて必要な対策を実施していく必要がある。

Q. 外国人を雇用して苦勞している点

- ・日本語でのコミュニケーション 59.5%
- ・雇用するためのコスト負担 36.9%
- ・日本のビジネス習慣・マナー 34.2%

Q. 外国人の日本語学習方法

- ・自習 48.2%
- ・日本人社員からの日本語指導 35.5%
- ・会社側で関与していない 22.7%

Q. 外国人材の受入れに関して産学官にやって欲しい取組

- ・日本語学習に関する支援 47.0%
- ・外国人材雇用に関する相談窓口設置 42.2%
- ・外国人材セミナー等の開催 38.5%

- ・既に外国人材を採用している企業は日本語でのコミュニケーションに苦慮している一方で、外国人の日本語学習方法は自習としている企業の割合が高く、企業側の負担となっており、地域の日本語教育機関の活用が進んでいないと推測される。

- ・各高等教育機関の外国人留学生は、市内企業の即戦力となりうるため、産学官連携のもと、地域ニーズに応じた日本語教育を実施していく必要がある。

【第2章関係資料】

八戸商工会議所青年部からの政策提言

八戸商工会議所青年部では、令和5年度に政策提言を専門に行う「政策提言委員会」を設置し、令和6年度に初めて、市に対する政策提言が行われました。その中の1つとして、「外国人労働者に選ばれる環境づくり」が提言されています。

○八戸商工会議所青年部 令和6年度政策提言書(抜粋) 「外国人労働者に選ばれる環境づくり」

<提言内容>

- 本提言は公共サービスや地域との交流の場などの環境を整え、外国人が八戸市で働きたいと思える都市づくりを進める取組である。
- 労働力人口減少の対策として、外国人労働者の増加を目指す。
- 外国人の増加は労働力の確保のみならず、地域の多様化にも繋がる。これはインバウンドの対応力強化や新たなビジネスチャンスとなり、地域経済に長期的なプラスの効果をもたらすと考えられる。

<実施方法>

A. 外国人を増やす

1. 受け入れ企業増加に向けた働きかけ

B. 生活環境を整える

1. 条件付き賃貸（空き家、空き物件の解消）
2. 日本語教育を受けられる支援体制作り
3. 行政窓口の多言語表記、医療、不動産、手続きのサポート
4. 保育／教育など子育て環境の充実
5. エスニックタウンの形成

C. 地域との相互理解を深める

1. 地域側が外国の宗教や習慣を学ぶ環境づくり
2. 八戸三社大祭などの祭りやイベントへの参加支援
3. 外国人と日本の学生との交流会
4. 町内会へのサポート委員づくりの要請
5. 町内イベントへの参加促進

【八戸市多文化共生推進審議会・委員名簿(2026年2月時点)】

役職	氏名	所属等
会長	たかはし ふみあき 高橋 史朗	八戸工業大学 感性デザイン学部 感性デザイン学科教授
副会長	よう れいせい 楊 麗榮	八戸学院大学 地域経営学部 地域経営学科准教授
委員 (50音順)	あけびやま さちこ 明日山 幸子	八戸国際交流協会 在住外国人支援部会長
	あらかわ しげのぶ 荒川 繁信	八戸市連合町内会連絡協議会会長/白銀振興会会長
	いしづか 石塚 ゆかり	青森大学 総合経営学部 准教授
	エンケ ホルワ	公募委員
	こいずみ あけみ 小泉 明美	社会福祉法人ファミリー 特別養護老人ホームハピネスやくら 施設長
	これかわ ゆう 是川 夕	国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部部長
	ちょうほう よしか 長宝 淑霞	みちのく中小企業協同組合 事務局長
	なかさと あきみつ 中里 明光	株式会社エコブリッジ 代表取締役
	ばば あきこ 馬場 亜紀子	NPO法人 みちのく国際日本語教育センター 理事長
	むかい としはる 向井 俊晴	八戸商工会議所 専務理事
ワン アンジェリカ	外国人住民	

八戸市多文化共生推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例(平成25年八戸市条例第6号)第3条の規定に基づき、八戸市多文化共生推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、八戸市多文化共生推進プランについて重要な事項の調査審議をするとともに、多文化共生の推進に関し必要な事項について調査及び検討をし、市長に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民連携推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

編集・発行

青森県八戸市 総合政策部 市民連携推進課

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1-1

八戸市多文化共生推進プラン

Hachinohe City Multicultural Coexistence Promotion Plan